

第5部

子ども・子育て新システムデザイン

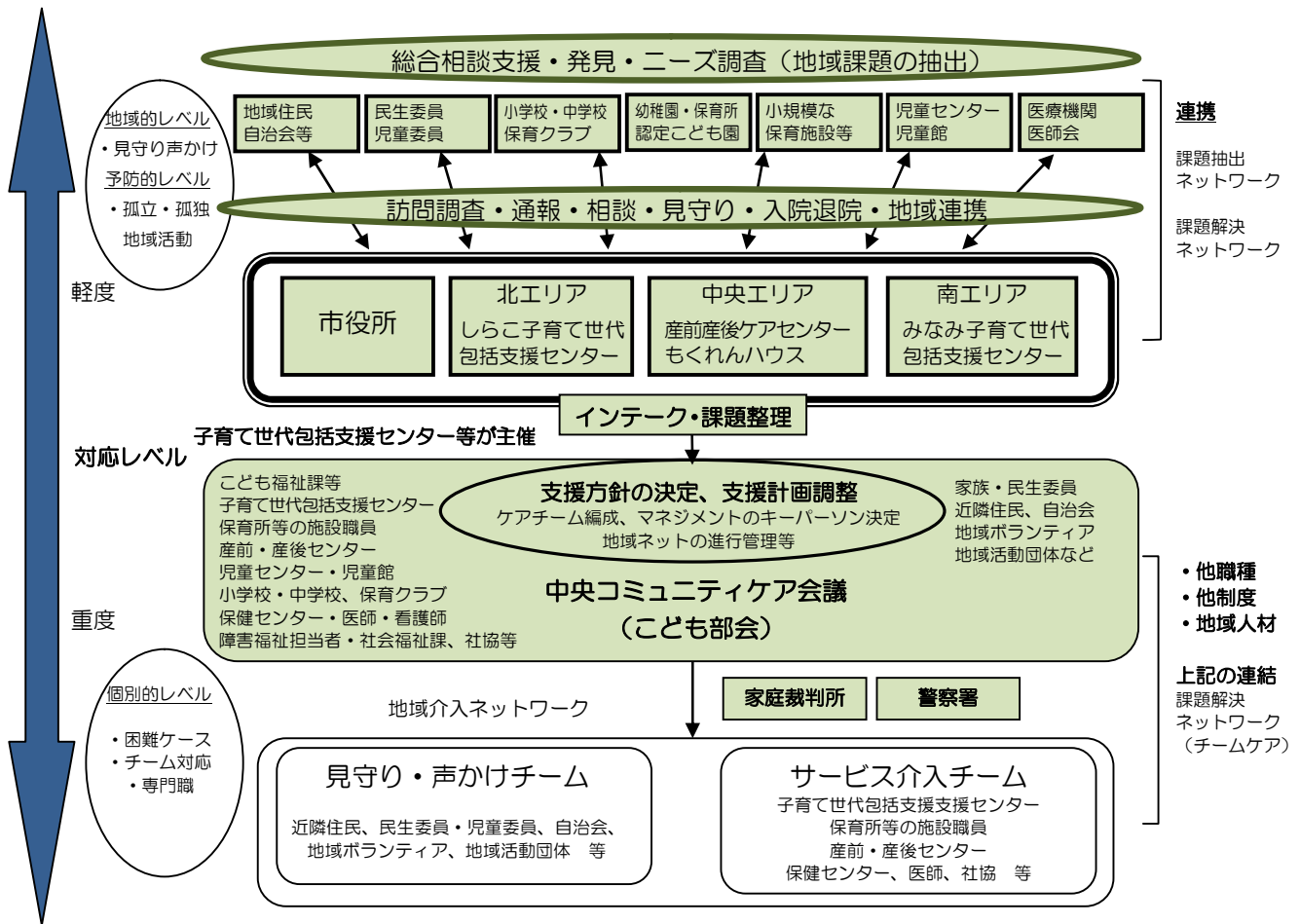
第1章 子育て世代包括支援センターの事業運営方針

今後、和光市は下図のように「コミュニティケア会議」を中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進します。その中で、子育て世代包括支援センターは、「コミュニティケア会議（こども部会）」の中核的な機能を担うこととなります。そのため、子育て世代包括支援センターは、市の方針を受けて円滑な事業運営をしていく必要があります。

そこで和光市では、包括的支援事業に関する事業運営方針を各支援センターに明示します。具体的には、ニーズ調査等から明らかとなった地域課題を踏まえ、対応レベルとして比較的軽度なケースへのアプローチと、困難ケースでチーム対応が必要な重度ケースへのアプローチに分けて、運営方針を明示していきます。

さらに、子育て世代包括支援センターを中心に孤立化対策として、アウトリーチ型の支援にも積極的に取り組みます。

図表5-1 コミュニティケア会議の効果的運用



第2章 地域包括ケアシステムにおける個別マネジメント

住み慣れた地域（日常生活圏域）において、地域包括ケアシステムを構成する制度やサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」において、一人ひとりの身体や生活等の状況にあわせて支援を行うためには、地域におけるサービス資源を適切に組合わせて提供する必要があります。これが「個別マネジメント」です。個別マネジメントでは、子育て世代包括支援センター等に設置するコミュニティケア会議でサービス提供等の調整を行います（個別マネジメントは、保護者と子どもの課題を解決するために必要な場合には、家族のマネジメントも一体的に行います）。

図表5-2 地域包括ケアシステムの構築による個別マネジメントのイメージ



出典：地域包括ケア研究所 「地域包括ケアシステム構築における今後の検討のための論点」平成 25 年 3 月（一部改編）

【図表中のイメージ】

図表5-2では、地域包括ケアシステムの構築により目指す個別マネジメントのありようを示しています。

それぞれのサービス等を適切に組み合わせることによって子どもや家族のQOLを高め、子どもの健やかな成長を実現するというイメージを鉢植えの葉と花で示しています。

また、これらを住み慣れた地域の中で実現するため、地域包括ケアシステムのベースとなる日常生活圏域を植木鉢の受け皿として示しています。

皿・・・【地域とのつながり（日常生活圏域）】

住み慣れた地域において、一人ひとりに必要なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの前提となる、地域とのつながりを含んだ「日常生活圏域」を“皿”として表現しています。

市は、この日常生活圏域を単位としてサービス提供基盤や地域ネットワークの整備を進めます。

鉢・・・【子どもの育ちと子育ての心構え】

子どもを産み育てていく中で、保護者は、ワークライフバランスを含むQOLを向上させると同時に、子どもの健やかな成長を実現するために、どのように子どもを育てていくかというビジョン（将来への見通しや目標）を持つ必要があります。これを“鉢”として表現しています。

保護者や家庭が描く子どもの育ち・子育てのビジョンを実現するために、市や地域が支援します。

土・・・【地域子ども・子育て支援事業】

家庭の就労状況や経済的な事情、保護者の子育てに対する希望等、各家庭の状況に応じた子どもの育ちを支えるのが、地域の子ども・子育て支援事業です。これを子ども・子育てのビジョンである“鉢”の中の“土”として表現しています。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められる13事業と和光市独自事業で構成されています。

葉・・・【医療・保健・予防・福祉、教育・保育サービス（施設型給付・地域型保育給付）】

「医療・保健・予防・福祉」、「教育・保育」の公的なサービスを、個別マネジメントに基づき複数のサービスを適切に組み合わせ提供します。これらのサービスを“葉”として表現しています。

個々の状態や生活状況等により組み合わせるサービスは異なりますので、重点を置くサービス（給付）の“葉”は、他の葉よりも大きくなるといったように、“葉”の形は十人十色に変化するイメージです。

個別マネジメントに基づき、地域子ども・子育て支援事業と切れ目なく一体的に提供することで、子どもの健やかな育ちを支えていきます。

第3章 教育・保育事業の質の確保

教育・保育事業の質を確保するため、市による「事業者への指導体制の構築」と「事業者自らが質の向上に取り組むための支援」を行います。

1 市における指導体制の構築

事業者による運営が適切に行われているかを市が定期的に確認し、事業者に対して指導・助言することで、制度運営の適正化と高質なサービスの提供を実現します。

(1) 事業者連絡会の設置

市は、事業者連絡会において、計画に掲げた目標・方針を伝達し、制度改正や和光市の独自施策に関する解説・周知に加え、事業者の運営及び請求についての適正化を周知・徹底させる集団指導を行います。

(2) 実地指導の実施

市は、子ども・子育てサービス提供事業所へ出向き、定期的の実地指導を行います。事業所に保管されている関係書類を基に「運営指導」及び「請求指導」を行い、個々の事業所の実態把握と適正な事業運営を指導します。

(3) コミュニティケア会議の実施

市は、中央コミュニティケア会議で他職種他制度の連携・連結による支援が必要となるケースの個別ケアプランについて包括的な調整とケアマネジメント支援を行い、サービス利用の適正化を図ることで公平・公正かつ適切なサービスを確保します。また、個別支援に関わる職員及び事業者等に対するOJTの場として、支援方針の共有とケアマネジメント技術の向上を図ることにより、提供するサービスの質の向上を図ります。

2 事業者自らが質の向上に取り組むための支援

市は、事業者が質の向上を図るための取組みとして、利用者や地域住民を含めた運営委員会や外部評価の実施を指導・支援し、事業の透明性の確保及び安心・安全な事業の提供を図ります。

(1) 外部評価による情報公表

サービス提供事業者に対して第三者による事業運営及びサービス提供に関する評価を推奨し、事業者自らがサービスの質の向上・改善に努めるよう促します。また、評価の結果や事業所の質に関する情報を公表することにより事業の透明性を確保し、利用者が適切なサービスを選択することができる仕組みを構築します。

(2) 各事業者の運営推進会議への保護者や地域住民の参加

各サービス提供事業者は「運営推進会議」を設置し、会議には保護者の代表、地域の民生委員・児童委員、自治会役員及び市の職員が参加し、事業運営及びサービス提供のあり方等について協議しています。運営推進会議による利用者や地域からの視点で事業者を支援することで、事業の透明性及び安心・安全の確保に努めます。

第4章 人材の専門性の確保・育成

今後、和光市における子ども・子育て支援サービスや、地域包括ケアを実施するマネジメントの質を確保していくためには、子ども・子育て支援に従事する人材の専門性を高めていくことが必要となります。そこで、和光市では座学研修とOJTを人材育成における車軸の両輪ととらえ、より専門性の高い人材育成に努めます。

1 座学による研修（知識の習得）

（1）サービス提供者向け

教育・保育に従事する者を対象とした研修を実施し、専門的な知識の習得はもちろんのこと、地域における課題の把握と解決のための方策等を、計画に掲げる事業運営の方針及び目標の共有を図ることにより習得します。

（2）個別マネジメント担当者向け

ケアマネジメント及びアセスメント理論の習得について、アセスメント能力・ケアプラン作成能力・支援調整・評価となるモニタリング能力を深めることにより、個別支援（マネジメント）の質の向上を図ります。

2 OJT（実践による育成）

座学によりOJTに耐えうる知識・技術の習得を前提として、実務を通じた訓練・トレーニング（OJT）により基礎的な能力の定着、専門性の向上を図ります。

（1）サービス提供者向け

サービス提供の現場において、個別の事案に対して柔軟かつ的確に対応できるよう、発展的な能力開発の機会を設けることで、個人のスキル向上を目指します。

（2）個別マネジメント担当者向け

コミュニティケア会議等による実践的マネジメントの理解として、ケアプランのプロセス管理やサービスコーディネート能力の向上を図ります。

3 各種専門性に対するキャリア段位の付与

和光市では、子ども・子育ての事業に従事する者に対し、独自のキャリア段位を確立し、個人のスキルや専門性に対する評価を対外的に示すための仕組みを構築します。

独自のキャリア段位について、法人や事業者へ指導・支援を行い、個人の仕事のやりがいやモチベーションの維持・向上等を支援するとともに、和光市では、従事者（保育士や幼稚園教諭、保育クラブ支援員等）の給与に結びつけることで、具体的な処遇改善に取り組んでいきます。

4 積極的な人材確保

和光市では、専門性の高い人材を確保するため、保育士等の養成機関からのインターンシップを積極的に受け入れ、市の基本目標や基本方針等への理解と共感を求めます。卒業後には和光市（市内事業者）での就職を希望する学生を増やすことで、人材確保の機会拡大を図る取組みを行います。そのほか、寄付金等の財源を活用し、保育士等として市内で就業することを前提に修学する学生を対象とした経済的支援事業等を行うなど、多角的な人材確保策を進めます。

第5章 社会福祉協議会との事業連携

和光市の子ども・子育て地域包括ケアシステムを構築するためには、公的なサービスだけでなく、地域コミュニティとの連携やインフォーマルサービス等による市民の「自助力」と地域の「互助力」を高める必要があります。

和光市社会福祉協議会では、互助による活動を中心とした地域福祉の推進役として、地域の支え合い拠点となる「寄り合いどころ たまりば」の運営をはじめ、生活支援サービスとなる「和光ゆめあいサービス」により、掃除や買い物の代行、通院の付き添いなど、住民同士の支え合いによる各種サービスを実施しています。

今後はこれらの「互助」による活動を地域包括ケアシステムに組み込み、市が積極的に支援していくことでサービスの選択肢拡大を図り、子育て世帯だけでなく、市全体の自助・互助力の向上につなげていきます。

本計画を含む市の福祉各分野の事業計画の上位計画として位置づけられる「地域福祉計画」は、地域福祉推進のための基盤や体制整備の理念を掲げています。これに対して社会福祉協議会は、「地域福祉活動計画」により、地域における「自助」と「互助」の具体的な活動を定めており、地域包括ケアを念頭においた独自の取組を推進するため、第三次地域福祉計画は社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体で策定しています。

これにより、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者などの地域に関わるものの役割を明確にし、子ども・子育て支援施策においても、市と社会福祉協議会のそれぞれの専門性を生かした事業連携を進めていきます。

図表5-4 子ども・子育て支援拠点リスト

<グランドデザイン北エリア>

場所	サービス種類・整備内容	定員等	年月
白子3丁目	しらこ保育園(保育所)	90人	整備済
新倉1丁目	にいくら保育園(保育所)	110人	整備済
下新倉1丁目	しもにいくら保育園(保育所)	60人	整備済
新倉1丁目	和光駅前保育園(保育所)	20人	整備済
下新倉5丁目	下新倉みどり保育園(保育所)	60人	整備済
新倉5丁目	ハレルヤ保育園(保育所)	60人	整備済
下新倉2丁目	里仁育舎(保育園)	60人	整備済
下新倉2丁目	新倉幼稚園(幼稚園)	210人	整備済
白子3丁目	やまと幼稚園(幼稚園・預かり保育)	280人	整備済
新倉1丁目	こぐま第2保育室(家庭保育室)	5人	整備済
新倉1丁目	あそびのてんさい北口ルーム(家庭保育室)	20人	整備済
下新倉1丁目	メリーポピンズ和光ルーム(家庭保育室)	18人	整備済
白子3丁目	和光リルスター保育所(家庭保育室)	29人	整備済
下新倉5丁目	医療法人社団翠会事業所内 なごみ保育園 (企業内保育所)	30人	整備済
新倉1丁目	新倉保育クラブ(放課後児童クラブ)	80人	整備済
白子3丁目	白子保育クラブ(放課後児童クラブ)	70人	整備済
新倉1丁目	北原保育クラブ(放課後児童クラブ)	80人	整備済
下新倉5丁目	下新倉保育クラブ(放課後児童クラブ)	90人	整備済(28年度 建替予定90人)
白子3丁目	しらこ一時保育(一時保育)	10人	整備済
下新倉1丁目	しもにいくら一時保育(一時保育)	10人	整備済
新倉5丁目	ハレルヤ保育園一時保育	3人	整備済
白子3丁目	しらこ子育て世代包括支援センター(地域子育て支援拠点)	—	整備済
新倉1丁目	おやこ広場もくれんハウス(地域子育て支援拠点)	—	整備済
下新倉1丁目	しもにいくらミニ子育て世代包括支援センター (地域子育て支援拠点)	—	整備済
下新倉2丁目	わこう産前・産後ケアセンター	—	整備済
下新倉5丁目	下新倉児童センター	—	整備済 (28年度建替予定 児童館に変更)
新倉1丁目	新倉児童館	—	
白子3丁目	白子第二保育クラブ(放課後児童クラブ)	65人	整備済
白子3丁目	保育所	70人	27年度整備予定
	小規模保育事業所(家庭保育室が移行) (10人×1か所、19人×3か所)	67人	27年度移行予定
	小規模保育事業所(19人×3か所)	57人	27年度整備予定
	小規模保育事業所(家庭保育室が移行) (19人×1か所)	19人	28年度移行予定
	小規模保育事業所(19人×3か所)	57人	28年度整備予定
	小規模保育事業所(19人×4か所)	76人	29年度整備予定
	認定こども園	100人	30年度整備予定
	小規模保育事業所(19人×1か所)	19人	31年度整備予定

※施設の開所は整備後の年度となります。

＜グランドデザイン中央エリア＞

場所	サービス種類・整備内容	定員等	年月
広沢 1 番	ひろさわ保育園(保育所)	120 人	整備済
本町 31 番	ほんちょう保育園(保育所)	90 人	整備済
本町 31 番	キッズエイド和光保育園(保育所)	90 人	整備済
丸山台 3 丁目	あすの木保育園(保育所)	70 人	整備済
本町 15 番	小羊幼稚園(幼稚園・預かり保育)	175 人	整備済
本町 5 番	こぐま保育室(家庭保育室)	9 人	整備済
本町 12 番	エンゼル保育室(家庭保育室)	35 人	整備済
丸山台 1 丁目	あそびのてんさい和光ルーム(家庭保育室)	23 人	整備済
本町 11 番	保育ルームフェリーチェ和光園(家庭保育室)	33 人	整備済
広沢 2 番	りけんキッズ和光(D棟)(企業内保育所)	21 人	整備済
本町 31 番	東武中央病院けやき保育園(企業内保育所)	25 人	整備済
中央 1 丁目	中央保育クラブ(放課後児童クラブ)	58 人	整備済
本町 31 番	本町保育クラブ(放課後児童クラブ)	70 人	整備済
広沢 1 番	広沢保育クラブ(放課後児童クラブ)	58 人	整備済
広沢 1 番	総合児童センター	—	整備済
	小規模保育事業所(家庭保育室が移行) (18 人×2か所、19 人×2か所)	74 人	27 年度移行予定
	小規模保育事業所	19 人	27 年度整備予定
	保育所	72 人	28 年度整備予定
	小規模保育事業所(家庭保育室が移行)	19 人	29 年度移行予定
広沢	認定こども園(新設)	100 人	29 年度整備予定
	認定こども園	100 人	29 年度整備予定
	民設保育クラブ(放課後児童クラブ)	40 人	29 年度整備予定
	小規模保育事業所(18 人×2か所)	36 人	30 年度移行予定
	小規模保育事業所(18 人×1か所)	18 人	31 年度移行予定

<グランドデザイン南エリア>

場所	サービス種類・整備内容	定員等	年月
南2丁目	みなみ保育園(保育所)	180人	整備済
白子2丁目	ゆめの木保育園(保育所)	90人	整備済
諏訪2丁目	諏訪ひかり保育園(保育所)	70人	整備済(29年度定員80人)
南1丁目	大和すみれ幼稚園(幼稚園・預かり保育)	280人	整備済
白子2丁目	わこうさくらさくほいくえん(家庭保育室)	28人	整備済
白子2丁目	つかさ保育園和光市和光園(家庭保育室)	17人	整備済
諏訪2番	さいたま保育園(企業内保育所)	30人	整備済(28年度再編整備予定)
諏訪3番	諏訪保育クラブ(放課後児童クラブ)	78人	整備済
南1丁目	南保育クラブ(放課後児童クラブ)	70人	整備済
南1丁目	南地域センター保育クラブ(放課後児童クラブ)	55人	整備済
南2丁目	みなみ一時保育	20人	整備済
白子2丁目	ゆめの木保育園一時保育	10人	整備済
南2丁目	みなみ保育園病後児保育室(病後児保育)	4人	整備済
諏訪2番	諏訪ひかり保育園病児・病後児保育室「やわら」(病児・病後児保育)	4人	整備済
南2丁目	みなみ子育て世代包括支援センター(地域子育て支援拠点)	—	整備済
南1丁目	南児童館	—	整備済
	小規模保育事業所(家庭保育室が移行) (19人×2か所)	38人	27年度移行予定
	小規模保育事業所	19人	27年度整備予定
	小規模保育事業所	19人	28年度整備予定
	民設保育クラブ(放課後児童クラブ)	40人	29年度整備予定
	保育所	70人	30年度整備予定
	小規模保育事業所(18人×3か所)	54人	30年度整備予定
	認定こども園(保育所が移行)	220人	31年度移行予定

付属資料

1 委員名簿

(1) 和光市子ども・子育て支援会議委員名簿

(平成 25 年 8 月 1 日～平成 28 年 7 月 31 日)

	氏名	選出区分	所属団体等
1	西郷 泰之 ◎	学識経験者	大正大学教授
2	汐見 和恵 ○	学識経験者	新渡戸文化短期大学教授
3	浅黄 奈美 (H25.8.1～H26.4.30) 又地 由美 (H26.8.1～H26.7.31)	子どもの保護者	保育所保護者
4	高田 奈穂子	子どもの保護者	幼稚園保護者
5	竹鼻 秀樹	子どもの保護者	和光市学童保育連絡協議会
6	廣川 央子	子どもの保護者	家庭保育室保護者
7	森上 勝	市内企業従事者	本田技研工業株式会社
8	菅原 良次	事業従事者	社会福祉法人あしたばの会たんぽぽ保育園園長
9	大川 浩史	事業従事者	東上地区私立幼稚園協会和光支部支部長
10	森川 鉄雄	事業従事者	埼玉県学童保育連絡協議会
11	柴田 範之	事業従事者	家庭保育室 あそびのてんさい施設長
12	曾根田 由貴子 (H26) 川野 春彦 (H27)	事業従事者	和光市校長会
13	津村 典子	公共的団体代表者	和光市民生委員児童委員協議会
14	山田 実	公共的団体代表者	和光市手をつなぐ親の会会長
15	大野 裕之	学識経験者	厚生労働省保険局調査課課長補佐
16	神保 裕世	公募委員	
17	鈴木 雅子	公募委員	

◎会長 ○副会長

(2) 和光市子ども・子育て支援会議基準検討部会委員名簿

(平成26年9月10日～平成28年7月31日)

	氏名	選出区分	所属団体等
1	森田 明美 ◎	市長委嘱	東洋大学教授
2	田口 國雄	市長委嘱	独立行政法人国立病院機構埼玉病院事務部長
3	大野 裕之	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
4	山田 実	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
5	菅原 良次	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員

◎部会長

(3) 和光市子ども・子育て支援会議保育料検討部会委員名簿

(平成26年12月3日～平成28年7月31日)

	氏名	選出区分	所属団体等
1	森田 明美 ◎	市長委嘱	東洋大学教授
2	田口 國雄	市長委嘱	独立行政法人国立病院機構埼玉病院事務部長
3	大野 裕之	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
4	山田 実	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
5	菅原 良次	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員

◎部会長

(4) 和光市子ども・子育て支援会議保育認定審査部会委員名簿

(平成27年2月9日～平成28年7月31日)

	氏名	選出区分	所属団体等
1	五十嵐 裕子◎○	市長委嘱	浦和大学准教授
2	鈴木 雅子 ○	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
3	木村 直美	市長委嘱	和光駅前保育園園長
4	水澤 幸枝	市長委嘱	わこう産前産後ケアセンター
5	富田 満里子	市長委嘱	しらこ子育て支援センター施設長
6	坂本 政英	市長委嘱	みつばすみれ学園施設長
7	岩田 由実	市長委嘱	和光北第2地域包括支援センター
8	山田 実	会長指名	和光市子ども・子育て支援会議委員
9	成田 真理子	市長任命	しらこ保育園園長
10	東内 京一	市長任命	和光市保健福祉部長

◎部会長 ○合議体長

2 和光市子ども・子育て支援事業計画策定経過

年月日	実施内容
平成 25 年 8 月 27 日	第1回子ども・子育て支援会議 1 会長・副会長の選出について 2 新制度の概要 3 和光市の現状とニーズ調査について
平成 25 年 10 月 23 日	第2回子ども・子育て支援会議 1 ニーズ調査等からの現状と課題について 2 議題に対する対応方針(論点整理)
平成 25 年 12 月 19 日	第3回子ども・子育て支援会議 1 計画策定に伴う推計等について 2 「(仮称)和光市子ども・子育て支援事業計画」素案の検討について
平成 26 年 2 月 20 日	第4回子ども・子育て支援会議 1 (仮称)和光市子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
平成 26 年 4 月 21 日	第5回子ども・子育て支援会議・第1回基準検討部会 1 和光市子ども・子育て支援会議 「(仮称)和光市子ども・子育て支援事業計画」素案の量の見込みの推計案について 2 基準検討部会 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例の制定について
平成 26 年 5 月 1 日	第2回子ども・子育て支援会議基準検討部会 1 子ども・子育て支援新制度施行に係る条例の制定について
平成 26 年 8 月 8 日	第6回子ども・子育て支援会議 1 教育・保育事業の量の見込み及び提供体制の確保(案)について 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び今後の提供(案)について 3 子ども・子育て支援新制度関連条例の規則等の制定(案)について
平成 26 年 9 月 10 日	第3回子ども・子育て支援会議基準検討部会 1 子ども・子育て支援新制度関連条例の施行規則及び基準等の規定事項について
平成 26 年 10 月 2 日	第7回子ども・子育て支援会議 1 和光市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成 26 年 11 月 26 日	第8回子ども・子育て支援会議 1 和光市子ども・子育て支援事業計画素案の検討について 2 部会の設置及び審議事項の付託について
平成 26 年 12 月 3 日	第1回子ども・子育て支援会議保育料検討部会 1 保育料の改定について
平成 26 年 12 月 15 日	第2回子ども・子育て支援会議保育料検討部会 1 保育料の改定について

年月日	実施内容
平成 26 年 12 月 22 日	第9回子ども・子育て支援会議 1 和光市子ども・子育て支援事業計画素案の承認について
平成 27 年 1 月 8 日 ～1 月 21 日	パブリック・コメント募集
平成 27 年 1 月 18 日	市民説明会(坂下公民館、総合福社会館)
平成 27 年 1 月 19 日	市民説明会(中央公民館)
平成 27 年 1 月 29 日	第 10 回子ども・子育て支援会議 1 和光市子ども・子育て支援事業計画素案の最終承認について
平成 27 年 2 月 9 日	第 1 回子ども・子育て支援会議保育認定審査部会 1 新年度当初入園選考の認定審査について

3 和光市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の概要

(1) 就学前児童保護者調査

調査対象	和光市に住む0～5歳児の保護者 2,000人
調査方法	質問紙調査、郵送法(未回答者に督促礼状送付)
調査時期	平成25年7月～8月
配布・回収数(率)	配布数:2,000 有効回収数(率):1,262(63.1%)
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもと家族の状況 2. 子育て環境 3. 保護者の就労状況 4. 平日日中の定期的な教育・保育事業の利用状況 5. 地域の子育て支援事業の利用状況 6. 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望 7. 病気の際の対応(平日日中の教育・保育を受けている人) 8. 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり 9. 保育クラブの利用希望 10. 職場の両立支援制度 11. 子育て・子育て支援状況

(2) 妊婦調査

調査対象	和光市在住の妊娠中の女性 300人
調査方法	質問紙調査、郵送法(未回答者に督促礼状送付)
調査時期	平成25年7月～8月
配布・回収数(率)	配布数:300 有効回収数(率):195(65.0%)
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記入者と家族の状況 2. 出産や子育てについて 3. 就労状況 4. 職場の状況 5. 保育所や幼稚園等について 6. 出産・子育てに関して和光市に期待すること

(3) 幼稚園利用者(保護者)調査

調査対象	和光市在住で幼稚園に通う子どもの保護者 1,523人
調査方法	質問紙調査、施設を通じて配布・回収
調査時期	平成25年7月～8月
配布・回収数(率)	配布数:1,523 有効回収数(率):1,091(71.6%)
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本属性 2. 就労状況 3. 預かり保育、保育事業の利用状況

(4) 保育クラブ利用保護者調査

調査対象	和光市内保育クラブに通う子どもの保護者 749 人
調査方法	質問紙調査、施設を通じて配布・回収
調査時期	平成 25 年 8 月
配布・回収数(率)	配布数:749 有効回収数(率):380(50.7%)
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在の保育クラブの利用状況について 2. 保育クラブの対象学年について 3. 延長保育の時間設定・食事について 4. 放課後子ども教室事業への参加について

(5) ひとり親家庭調査

調査対象	和光市内在住児童扶養手当受給対象者 348 世帯
調査方法	郵送による配布、持参による回収
調査時期	平成 25 年 8 月～10 月
配布・回収数(率)	配布数:348 有効回収数(率):215(61.8%)
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. ひとり親家庭の属性 2. 養育費について 3. 就業について 4. 家計と生活状況について 5. 住居について 6. 各種施設や施策について

4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（抜粋）

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項
- 二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項

5 用語集

ICT

Information and Communication Technology の略であり、情報通信技術のことである。

アウトリーチ

援助者が、利用者が相談に訪れるのを待っているのではなく、援助者側から援助を必要としている人のところに向いて援助活動を始めること、またはその方法をいう。

アセスメント

インタビューで整理した問題点に係る課題の質的量的なチェックを行うこと。

インタビュー

相談の開始期において、利用者と援助者が相談目的のために設定された場面で最初に行われる相談受付及び情報の整理をいう。

OJT

On-the-Job Training の略であり、日常業務を通じた教育・教育訓練方法のことである。

QOL

Quality Of Life の略であり、「生活の質」と訳される。

ケアプラン

支援が必要な児童や子育てに不安を抱える世帯等に対し、いつ、どのような支援がどのくらい必要かについて計画を作成し、妊娠から出産まで切れ目のない支援を行う。

ケアマネジメント

利用者が、法的なサービス利用や地域社会による見守りや支援を受けながら、地域で望ましい生活の維持・継続を阻害する様々な複合的な課題（ニーズ）に対して、課題解決を図る手法をいう。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数を指す。人口を維持するためには、2.08が必要とされている。

子育て世代包括支援センター

以前の子育て支援センターが、新制度施行に伴い名称変更となった。未就学児の乳幼児と保護者のための「つどいの広場」の開催、子育て相談、子育て家庭へのサポート、幼児サークルの開催、子育てに関する講座、部屋の貸し出しなどを行っている。

今後は医療や母子保健の知識・経験を有する専門職（保健師・助産師・看護師等）である母子保健コーディネーター、子育て支援やソーシャルワークの知識・経験を有する専門職（社会福祉士や保育士等）である子育て支援コーディネーター等が配置され、妊娠・出産・子育てについての総合相談窓口となる。また、日常生活圏域ごとのコミュニティケア会議の中核的な役割を果たす。

子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。平成27年4月に本格施行。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することが趣旨となっている。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）の創設、認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、地域の実情に応じた子ども・子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の充実、基礎自治体（市町村）が実施主体となること、社会全体による費用負担等が主なポイントとなっている。

子ども・子育て支援法

平成24年8月に成立し、平成27年4月に施行する子ども・子育て関連3法の1つである。

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進することを定めている。

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行された。「わが国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業者による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる」（厚生労働省）法律である。

制定時は平成 27 年 3 月 31 日までの 10 年間の時限立法ということであったが、平成 26 年 4 月には有効期限が 10 年間延長され、平成 37 年 3 月 31 日までとなった。

少子化社会対策基本法

平成 15 年 7 月に成立し、同年 9 月に施行された。少子化に対処するための施策を総合的に推進するために制定された法律であり、雇用環境の整備、保育サービス等の充実、地域社会における子育て支援体制の整備などの基本的施策、及び内閣府に少子化社会対策会議を設置することを定めている。

ワーク・ライフ・バランス

日本語では「仕事と生活の調和」とする。やりがいのある仕事と充実した私生活を調和させるという考え方である。

和光市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発 行：和光市保健福祉部こども福祉課
〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1 番 5 号
TEL 048 (464) 1111
FAX 048 (464) 1926